

## 【合併処理浄化槽設置に係る補助金について】

(令和4年4月1日以降の申請受付となるもの)

### □補助金の対象となる浄化槽

し尿及び雑排水を併せて処理する対象人員が50人以下の浄化槽であって、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第4条第1項に規定する技術上の基準及び同条第2項に規定する構造基準に適合し、かつ、処理対象人員が10人以下のものについては「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」(平成4年10月30日付け、衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)に適合するもの

### □浄化槽を設置する家屋

- ①主に居住の用に供する住宅(店舗兼住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物)
- ②集合住宅
- ③賃貸の戸建て住宅

### □補助対象となる地域

公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業並びに、漁業集落排水事業の区域以外の地域

### □補助対象とならない場合

上記の規定に関わらず、次に掲げる者は、補助金の交付を受けることができません。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認又は浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出の審査を受けずに浄化槽を設置する者
- (2) 賃貸の戸建て住宅を借りている者で、所有者の承諾が得られないもの
- (3) 補助金の交付決定を受けた年度末(3月31日)までに、浄化槽を設置することができない者
- (4) 補助金の交付決定を受けて浄化槽を設置する者で、浄化槽設置後の実績報告書提出日時時点で、浄化槽を設置した家屋に居住者の住民票が存在しないもの(住民票の異動の確認が取れないもの)
- (5) 販売を目的とする専用住宅(展示用を含む。)に浄化槽を設置する者
- (6) 市税を滞納している者
- (7) 既存の浄化槽を廃止して、新しく浄化槽の設置をする者(天災等特別な事情がある場合を除く)
- (8) 浄化槽が設置された住宅に住んでおり、市内転居により専用住宅を新築し、浄化槽を設置する場合で、以下に該当しない者
  - ◇被災に伴い市内転居をする場合
  - ◇転居前の居所が、集合住宅等(アパートや賃貸の戸建て住宅)である場合
  - ◇転居前の居所で親子で居住していたが、子供の世帯が新築家屋に転居する場合
- (9) 集合住宅或いは賃貸の戸建て住宅に浄化槽を設置する者で、実績報告書提出日時時点で居住者が市内転居であり、かつそれぞれの転居前の住宅に浄化槽が設置されており、以下に該当しないもの
  - ◇居住者が被災に伴い市内転居をする場合
  - ◇居住者の転居前の居所が、集合住宅等(アパートや賃貸の戸建て住宅)である場合
  - ◇居住者の転居前の居所で親子で居住していたが、子供の世帯が新築家屋に転居する場合
- (10) 補助金交付決定前に浄化槽の設置工事をした者

(裏面へ続く)

## □補助金の限度額

補助金の額は、対象となる浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、人槽区分ごとに定める額を限度とします。

### ① 集合住宅或いは賃貸の戸建て住宅

人槽区分	補助金限度額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～50人槽	548,000円

### ② 集合住宅或以外

人槽区分	補助金限度額
5人槽	532,000円
6～7人槽	714,000円
8～50人槽	1,048,000円

## □補助金の申請手続きは浄化槽工事業者等に委任することができます

\* 浄化槽工事業者については、岡山県監理課のホームページに掲載しております。  
(岡山県監理課アドレス:<https://www.pref.okayama.jp/page/detail-46655.html>)

## □必ず事前に申請し、補助金の交付決定を受けてから着工してください

## □補助金申請受付基数には限りがありますので、事前にお問い合わせください

≪補助金申請窓口≫ 〒705-8602  
備前市東片上 126  
備前市役所 4F  
備前市産業部上下水道課下水道業務係  
TEL:(0869)64-1864 FAX:(0869)64-1850

## 【合併処理浄化槽の設置等について】

合併処理浄化槽の設置、休止、廃止については、備前県民局へ届出が必要です。  
設置、休止、廃止等のお問い合わせについても、備前県民局へお願いします。

≪お問い合わせ先≫ 〒700-8604  
岡山市北区弓之町 6-1  
岡山県備前県民局地域政策部環境課  
TEL:086-233-9806